

# 令和6年度「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」(多角化支援)における留意事項・記載要領

## 1. 事業の趣旨・目的等

スポーツによる地域活性化・まちづくりは、地域資源を活かした個性あふれる地域の形成に資するものとして、デジタル田園都市国家構想総合戦略(令和4年12月23日閣議決定)において「スポーツ・健康まちづくり」として位置づけられるなど、特色ある地域活性化を進める上で有用な取組です。「スポーツ・健康まちづくり」に係る施策は、スポーツツーリズムなどのスポーツを通じた交流人口の拡大や、誰でも垣根なく、日常的に出歩き、体を動かし、スポーツができる社会づくりなど、多岐にわたることから、多様な関係者が一体となって地域を挙げて取り組むことが重要です。

そのため、これまで、スポーツ庁では、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツによる地域活性化・まちづくりを推進していく組織である「地域スポーツコミッション(以下「地域SC」という。)」の新規設立支援(令和2年度～)や、同組織が行う長期継続的・通期通年型の取組に対する支援(平成27年度～)を補助事業により実施してきましたが、今後地域SCが地域から期待される役割を果たし、持続可能な組織へ発展していくためには、地域SCの共通の課題である「質的な向上」、具体的には「経営の安定」と「運営の基盤人材の育成・確保」の2点について、第3期スポーツ基本計画に基づき、重点的に取り組む必要があります。

令和6年度についても、地域SCの新規設立を目指す取組や、地域SCの「質的な向上」と「経営の安定」に寄与する、地域SCの活動を多角化させる新規の取組を補助の対象とします。

本資料では、本補助のうち、多角化支援における事業計画の企画・立案及び経費の積算を行う際に留意していただきたい事項及び事業計画書の記載要領について説明します。

- ※ 本補助で定義する「地域スポーツコミッション」とは、地方公共団体、スポーツ団体、民間企業等が一体となり、スポーツによる地域活性化・まちづくりを推進していく組織の総称であって、以下の4要件を備えるもの。要件を備えていれば名称は問わない。

### 〔組織要件〕

#### 《一体組織要件》

地方公共団体、スポーツ団体(体育協会、総合型地域スポーツクラブ等)、民間企業(観光協会、商工団体、大学、観光産業、スポーツ産業等)などが一体として活動を行っていること(実際には、一つの組織となっている場合や、複数の組織が協働している場合などがある)。

#### 《常設組織要件》

常設の組織であり、時限の組織でないこと。

※ 組織の構成員の常勤・兼務は問わない。

#### 〔活動要件〕

##### 《対域外活動要件》

スポーツツーリズムの推進やスポーツ合宿・キャンプの誘致など域外交流人口の拡大に向けたスポーツと地域資源を掛け合せたまちづくり・地域活性化のための活動を主要な活動の一つとしていること。

##### 《広範通年活動要件》

単発の特定の大会・イベントの開催及びその付帯事業に特化せず、スポーツによる地域活性化に向けた幅広い活動を年間を通じて行っていること。

## 2. 事業の対象となる事業等

令和6年度の本事業は、以下の（１）及び（２）の取組に対して補助を行います。

なお、同一の地方公共団体から複数の申請を行うことはできません。また、複数の地方公共団体と連携する地域ＳＣについては、いずれかの地方公共団体から申請してください。

### （１）設立支援

※記載省略。参考資料①参照。

### （２）多角化支援

地域ＳＣの経営基盤の安定化を図る為の事業展開に向け、アウター事業（地域外からの通年型の誘客拡大を図るスポーツ合宿・キャンプやスポーツ大会の誘致、スポーツツーリズムコンテンツの創出等）及びインナー事業（多様な住民同士の垣根ない交流拡大を図るスポーツ教室・イベント等の開催、オープンスペース等を活用したスポーツによる賑わい創出、ウォーキングや自転車等による住民の外出を促進する取組等）に対して補助を行います。なお、申請にあたっては、アウターの取組を必須とします。

本補助は、令和6年4月1日時点で地域ＳＣが設立されており、かつ、その地域ＳＣの構成団体（それに準ずる協力体制を構築していることを証明できる場合を含む）である地方公共団体が対象です。

## 3. 事業の仕組み等

（１）事業実施に当たっては、申請する地方公共団体はもとより、地域スポーツコミッションをはじめとした幅広い関係者が連携した上で、適切な成果目標を設定し、分析が行える体制を構築してください。

（２）本補助は定額補助です。補助金額は申請件数に伴い予算の範囲内で決定されます。なお、補助対象経費等の詳細の定めについては、該当項目をご確認ください。

(3) 本補助の補助対象事業者は、都道府県及び市町村（特別区を含む。）です。

(4) 本補助のスケジュール等は別紙のとおりです。

(5) 本補助の実施期間は、交付内定日から当該年度の3月31日(月)までです。

(6) 本補助の募集は、令和6年度予算の成立を前提に行うものであり、予算の成立状況によっては、事業内容や規模等を変更する必要があることをあらかじめご承知おきください。

## 4. 留意事項・記載要領等

### (1) 補助事業の申請に当たって

① 本補助は、デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）に位置付けられた「スポーツ・健康まちづくり」の取組の一つとして行うものであり、各地域の資源や特色などを活かし、実態に即した事業の企画・立案をしてください。

また、企画・立案に当たっては、一過性の取組ではなく、当該事業を継続的・発展的に実施し、以降、更なるスポーツによる地域活性化・まちづくりに寄与していく取組となるようにしてください。

② これまでに実施されてきた取組と同様の内容は補助対象とはなりません。ただし、本補助の趣旨・目的を踏まえた内容にリニューアルする場合は、この限りではありません。

③ 事業の実施に当たっては、本補助事業の全部を特定の企業や団体等に一任せず、申請のあった地方公共団体において、一元的に責任を負う体制を整備してください。また、複数の地方公共団体が連携して取り組む地域SCにおいても、責任は申請した地方公共団体が一元的に負うこととなります。申請者である地方公共団体の一元的な管理のもと、民間企業、実行委員会等の団体と連携して企画・運営を行ってください。

④ 補助事業者には、スポーツ庁が別途実施する「地域SC基盤人材育成サポート事業」の受託者が専門的知見に基づき、補助事業の実施に必要な側面支援を行います。

なお、補助事業の進捗状況、各計画の策定状況等について上記受託者に定期的に報告する必要があります。

⑤ 交付内定後及び事業終了前に、スポーツ庁が主催する会議等に出席し、事業計画や実績を報告してください。詳細は別途連絡いたします。

- ⑥ 補助事業者は、事業の実施に当たり、事業完了報告書等の成果物のほか、開催案内等対外的な発信をする際には、スポーツ庁補助事業であることを明示する必要があります。

## (2) 事業計画書の記載に当たって

- ① 事業計画書の記載にあたっては、本計画書が採択審査書類となることを踏まえ、意欲的なプレゼンテーションとなるよう、内容は詳細かつ分かりやすく記載してください。別添補足資料をよくご確認ください。
- ② 「【1】1. 地域スポーツコミッションの基本情報（令和6年4月1日現在）」の記載に当たっては、令和6年4月1日時点で活動している団体であって、民間企業（スポーツ産業、観光産業など）、スポーツ団体等との連携・協働体制等も記載してください。財政規模については出資元等も記載してください。また、地域SCが定款・寄付行為等において、「スポーツを活用した地域活性化・まちづくり」に関する業務又は同趣旨の業務を実施していることが確認できることが必要です。
- ③ 「【1】2. スポーツによる地域活性化・まちづくりを図る上での地域の現状分析」、審査員が地域の現状・背景等を知り、当該取組と整合性がとられているかなどの観点からも重要な項目となることから、内容は具体的に解りやすく記載してください。また、当該記載の内容について、別途概要を説明できる資料があれば提出してください。（パンフレット、WEB ページ、記事等をPDF化したもので可。該当箇所がわかるようにマーカーなどすること。）
- ④ 「【2】1. 事業に取り組むに至った地域の背景・課題と事業の目的」は審査にあたり重要項目となることから、内容は具体的に分かりやすく記載してください。
- ⑤ 「【2】4. 事業の取組実施スケジュール」の記載にあたっては、実施時期は「〇月」などと記載してください。また、取組概要は取組名と取組内容を簡潔に記載してください。
- ⑥ 「【3】1. 取組内容」は申請する事業内容を具体的に説明する欄であるため、詳細かつ解りやすく記載してください。取組が複数ある場合は「1. 取組内容」をコピー・追加し、それぞれ作成してください。
- 取組が以下のア・イのどちらに該当するかを予め明示してください。取組が複数ある場合はそれぞれ選択し、いずれかの取組において、アに取り組むことを必須とします。
- ア 地域外からの通年型の誘客拡大を図るアウター施策（必須）
- イ 住民向けの継続的な交流人口拡大を図るインナー施策（選択）
- ⑦ 「【4】1. （1）成果目標」の記載にあたっては、事業全体のねらいを踏

まえた上で、数値を用いて具体的に記載してください。

また、事業を行うことで社会的効果と経済効果が発生することを前提とし、可能な限り両方の成果目標について数値を用いて具体的に設定してください。

- ⑧ 「【4】1. (2) 成果を評価するためのKPIと測定方法」の記載にあたっては、成果目標の評価・検証を適切に行うための方法・体制について記載してください。
- ⑨ 「【4】2. (1) 将来展望や3年後のビジョン」の記載にあたって本補助事業は一過性の取組ではなく、令和6年度事業終了以後も持続的・発展的にまちづくり・地域活性化を図るための取組に対して支援するものであるため、令和6年度事業終了以降のアクションなどについて具体的にかつ詳細に解りやすく記載してください。
- ⑩ 平成27～29年度の「地域スポーツコミッションへの活動支援」及び平成30～令和5年度の「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」において、補助金の交付実績がある地方公共団体が申請する場合は新規の取組内容で申請してください。  
※事業計画書に事業の現状（進捗状況）をご記載してください。
- ⑪ 補助金の額については、上限1,000万円とします。最終的な額は申請件数や審査結果に伴い予算の範囲内で決定しますが、上限範囲内であっても、必要以上の仕様・数量過剰など、事業実施に不可欠と見なせない項目については、補助対象外となります。

### (3) 事業計画書の経費記載について

① 「II 1. 経費の配分表」

経費科目は改変しないでください。

「補助金の額」は申請時点においては、「申請額」となります。また、「補助金の額」の合計は千円未満切捨てとしてください。

② 「II 2. (1) 収入」

ア 「1 国庫補助金」

「II 1. 経費の配分表」の「補助金の額」と同額を記載してください。

イ 「2 都道府県・市町村負担金」

「II 1. 経費の配分表」の「補助事業に要する経費」から「1 国庫補助金」及び「3 その他」を差し引いた額を記載してください。

ウ 「3 その他」

イベント参加料や協賛金等の外部収入を記載してください。

※ 事業において補助事業者負担額以外の収入がある場合は、補助金の額の確定時において、補助事業に要した経費からその他の収入額を差し引き、

その額が交付決定額を超える場合には、その差額は補助事業者の負担となります。補助事業に要した経費からその他の収入額を差し引いた額が、交付決定額を下回る場合は、その額を補助金の確定額とします。

③ 「Ⅱ 2. (2) 支出」

積算内訳はエクセルファイル「(別紙) 補助経費支出」に詳細に記載してください。

④ 補助対象経費

事業の実施に直接必要となる経費のみを計上してください。また、必ず事業計画との整合性をとってください。

今後、交付申請書・完了報告書の提出に当たっては、経費(単価等)の根拠となる資料(内訳が分かる規定・見積書・請求書等の書類)が必要になりますので、整理保存してください。

なお、過剰な旅費や人件費等、費目に著しい偏りがある場合は補助対象外となる場合があります。

また、参加者等に対するインセンティブ(ポイント原資や参加賞、割引券、お試し体験券、ノベルティ等)に係る経費は補助対象とはなりません。

ア 諸謝金

外部の個人に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務(通訳等)に対して支払うものを対象とします(業者等との契約による場合は、雑役務費に計上してください。)

単価等については各地方公共団体の支給規程等により、適切な単価を設定してください。過大な謝金単価の計上は認めません。

イ 旅費

原則として、各地方公共団体の旅費規程等により算出してください。

また、航空機を使用する場合には、証拠書類として領収書及び搭乗半券が必要となりますので、整理保存してください。なお、航空券を使用した際のマイレージポイントの所得等による個人特典は認められません。マイレージポイントやポイント等を取得した場合は、その分を補助金から減額いたします。補助金の性格上から、全国旅行支援等のキャンペーンの利用も認められません。

※ 外部の者を招聘するための謝金として旅費を支給、または航空券や宿泊等を提供する場合は、旅費として計上してください。

ウ 消耗品費

各種事務用品、書籍類、その他事業の実施に直接必要とする消耗品を補助対象とします。備品の購入はできません。

エ 印刷製本費

案内用のチラシ・パンフレット、事業終了後の報告書等の印刷製本に係る経費を補助対象とします。

#### オ 通信運搬費

はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等を補助対象とします。また、切手を購入する場合は、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理してください。なお、電話代、通信料（インターネットを含む）は補助対象外とします。

#### カ 借料及び損料

会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料やリース料（見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載のこと。）を補助対象とします。

#### キ 雑役務費

会場設営、アンケート調査等に係るデータ集計・入力等の役務の請負に係る経費を補助対象とします。

なお、各経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は補助対象外とします。）についても、雑役務費に計上してください。

また、取組の実施に当たり主催者として加入が必要となる保険料は補助対象とします（受講者・イベント参加者等の保険料は補助対象外とします。）。

#### ク 会議費

会議を開催する場合のお茶代・弁当代等（弁当代は、午前午後を通した3時間以上の場合のみ、支給することが可能です。）を補助対象とします。

なお、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子などは補助対象外とします。

また、団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知や議事録等を作成しない打合せなども補助対象外とします。

#### ケ 賃金

アルバイト等日々雇用の単純労務に当たる者に対する経費を補助対象とします。

なお、雇用に当たっては、その必要性及び金額（人数、時間、単価（級号、超勤手当の有無））の妥当性を精査の上、実施業務の詳細と根拠資料を提出してください。既に国費で人件費を措置されている職員（地域おこし協力隊や地域活性化起業人）等の場合は補助対象外とします。

### (4) 申請について

#### ① 提出物

ア 事業計画書

イ 2（2）について、申請する地方公共団体が地域SCの構成団体でない

場合、それに準ずる協力体制を構築していることを証明できる資料（任意様式）（多角化支援のみ）

ウ 4（1）⑥について、申請する地方公共団体が一元的責任を負うことを証明する誓約書（任意様式）

エ 4（2）②について確認できる定款・寄付行為等の写し（多角化支援のみ）

オ 事業計画書【1】2、【4】2・3についての概要資料（パンフレット、WEB ページ、記事等を PDF 化したもので可）

※該当資料がある場合のみ

※すべて A 4 としてください。

※概要資料は 50 ページ以内 とします。

## ② 申請方法

ア 上記①提出物を下記メールアドレス宛に提出してください。

イ 提出にあたっては、以下に示す事項に注意してください。

- ・作成した様式ファイルは、電子メールに添付の上、下記メールアドレスまで送信してください。
- ・電子データは PDF 形式とし、必要提出書類を除く概要資料は 50 ページ以内とします。
- ・メール件名及び送付する電子データ名は「【地方公共団体名】スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業（〇〇支援）申請書の提出」としてください。
- ・メール送信上の事故（未達等）については、当方は一切の責任を負いません。受信確認の返信メールが提出後 1 営業日以上たっても届かない場合、電話にて確認をお願いします。

## ③ 提出先

スポーツ庁参事官（地域振興担当）付地域振興係  
stiiki@mext.go.jp

## ④ 提出期限 令和 6 年 4 月 17 日（水） 17：00 必着

## ⑤ その他

ア 事業計画書等の作成費用については、採択結果にかかわらず申請する地方公共団体の負担とします。また、提出された事業計画書等については返却しません。

イ 必要に応じて審査期間中に提出書類の内容の確認、追加資料の提出等を求めることがあります。

ウ 期限に遅れた事業計画書や期限後の事業計画書の修正、差し替えは受理しません。

## （5）事業計画書の審査について



客観性、公正性及び透明性を担保するため、スポーツ庁において外部有識者で構成する技術審査委員会を設置し、別途定める審査基準に沿って審査を行います。

**(6) 問合せ先**

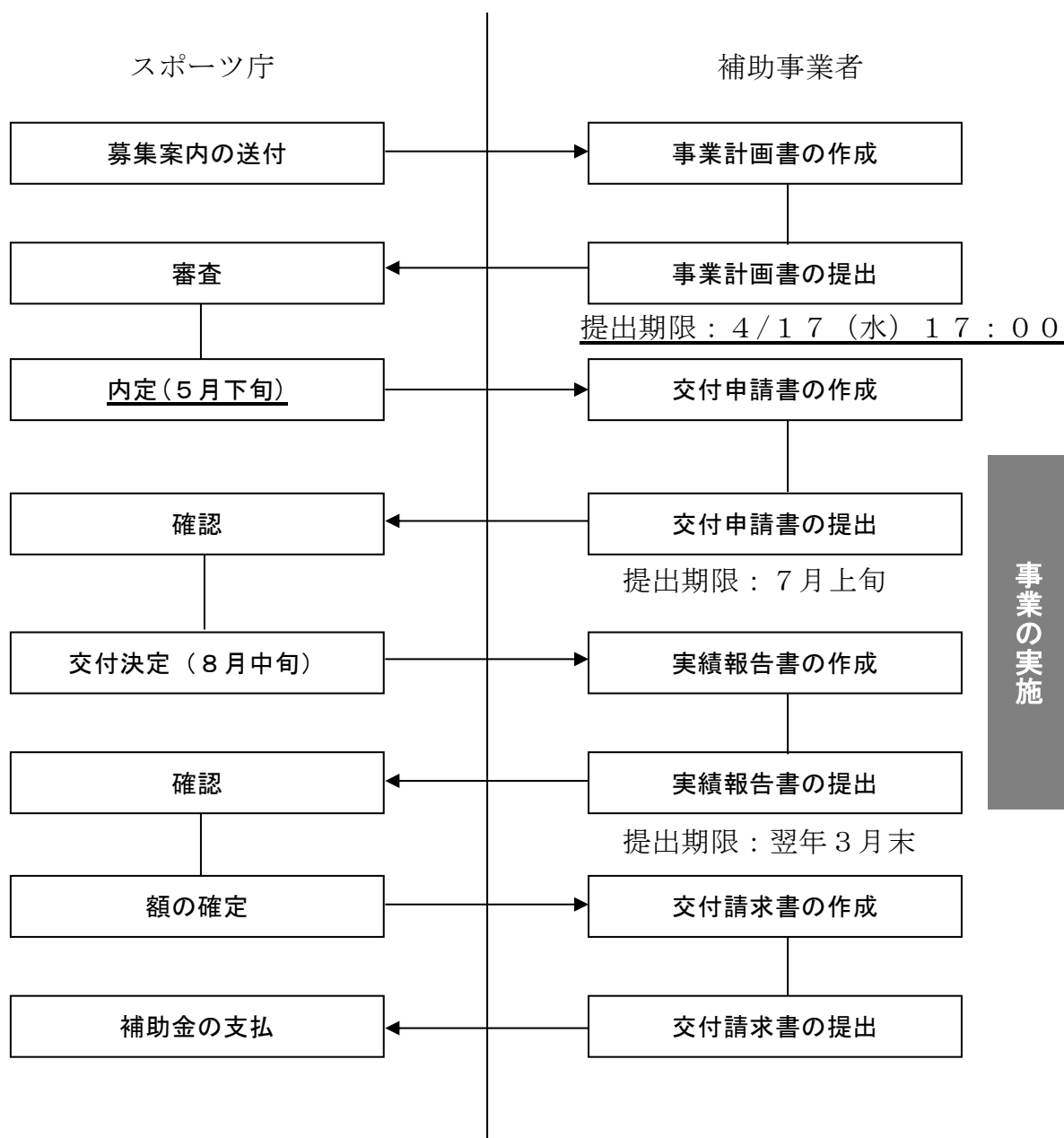
スポーツ庁参事官（地域振興担当）付地域振興係

電話 03-6734-3929（直通）

メール stiiki@mext.go.jp

※ 公募期間中の質問・相談等については当該者のみが有利になるような質問等については回答できません。質問等に係る重要な情報はホームページにて公開している本件の公募情報に開示します。

「スポーツによる地域活性化・まちづくり担い手育成総合支援事業」  
に係るスケジュール (イメージ)



※ 上記スケジュールは、応募件数や審査状況によって変更される場合があります。

※ 本補助金は、交付すべき補助金の額を確定した後に支払うこととなります。ただし、必要があると認められる場合は、補助金の全部又は一部について概算払いをすることができます。